

各位

会 社 名 株式会社ヒガシマル 代表者名 代表取締役社長 東 紘一郎 (コード番号 2058 福証) 問合せ先 管理部長 種子田 浩市 (TEL. 099-273-3859)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び 自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け)

当社は、平成30年8月30日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上を図るとともに、株主の皆さまへの利益還元の充実を図るため。

2. 取得の方法

本日(平成30年8月30日)の終値1,140円で、平成30年8月31日の福岡証券取引所の自己株式立会外買付取引において買付けの委託を行います。(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)

当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1)	取得する株式の種類	当社普通株式
(2)	取得する	200,000 株(上限)
	株 式 の 総 数	[発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.2%]
(3)	株式の取得価額の	222 000 000 III (LIEI)
	総額	228, 000, 000 円(上限)
(4)	取得結果の公表	取引終了後に取得結果を公表いたします。
(5)	そ の 他	当社は、支配株主である代表取締役社長 東紘一郎氏より、
		その保有する当社普通株式の一部をもって応ずる意向を有し
		ている旨の連絡を受けております。

⁽注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

4.支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況 本件自己株式の取得は、当社の支配株主である代表取締役社長 東紘一郎氏が売り手と して参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成30年6月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会等の社内意思決定機関において取引内容及び取引の妥当性について審議のうえ決定し、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたしております。」 本件自己株式の取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2)公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項 公平性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引を利用し、前営 業日の株価終値での本件自己株式取得を行う予定です。

利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、利害関係を有する取締役である東紘一郎氏を除いた取締役のみで本件自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

- (3) 支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要
 - 当社の独立役員である取締役監査等委員の児玉明氏、湯浦一徳氏、福留俊一氏より入手した意見の概要は以下のとおりです。
- ①本件自己株式取得の目的は、資本効率の向上を図るとともに、株主への利益還元を目的と したものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図で行われるものではないこ と。
- ②本件自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する東紘一郎氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公平性の確保、利益相反行為を回避するための措置が取られている。
- ③福岡証券取引所の自己株式立会外買付取引による取引であるため、価格の公平性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

(参考) 平成30年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	4, 705, 111 株
自己株式数	40, 889 株